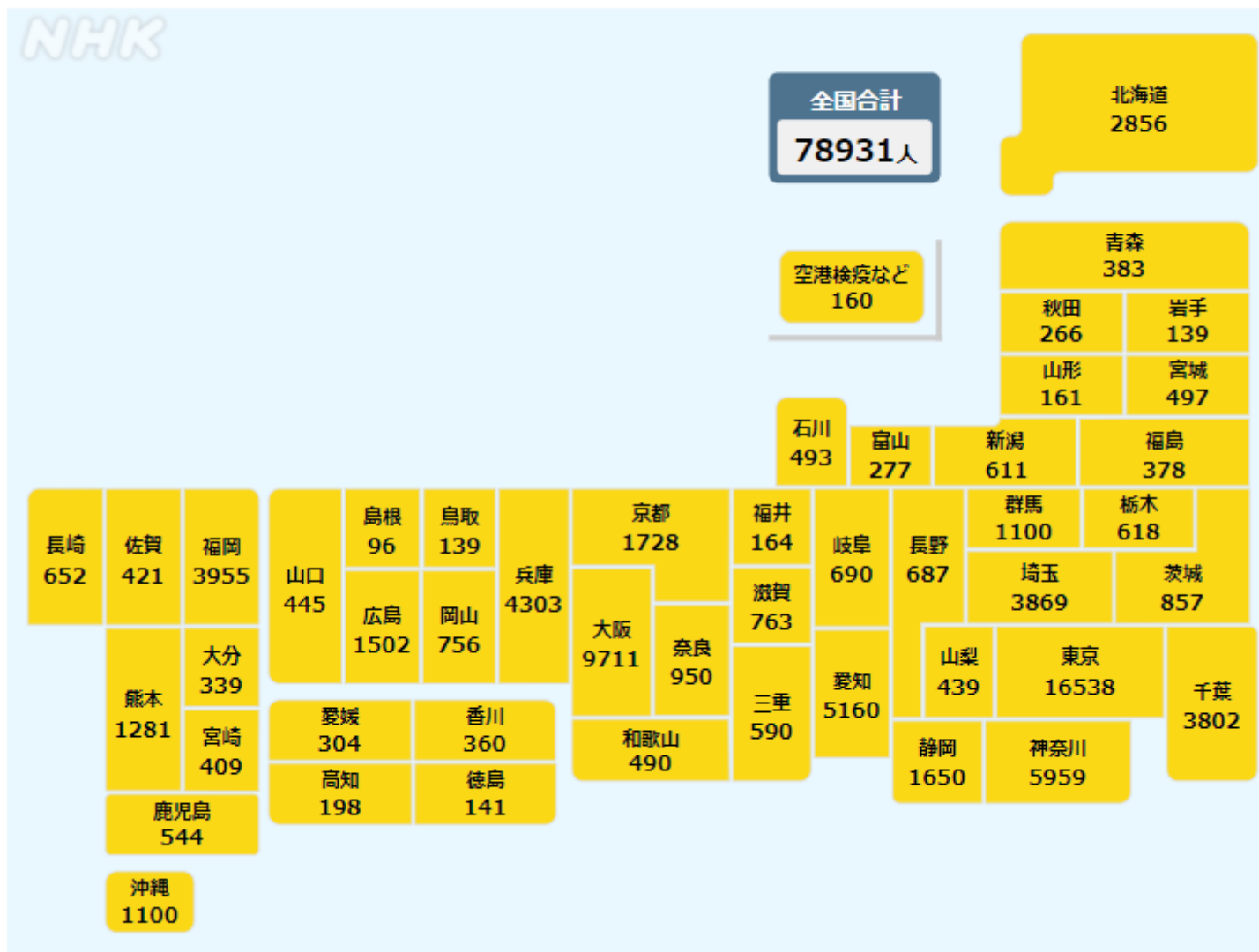


新型コロナウイルス感染症の 直近の状況等について

1月27日 新たに確認された感染者数 (NHKまとめ)

1月27日 18:00 時点



出典：NHK特設サイト新型コロナウイルス
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/>

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、多くの地域で急速な置き換わりが進んでおり、新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。これまで健康観察・診療を実施する医療機関の拡大など自宅療養の支援体制の強化を図りつつ、確保病床を即座に稼働できるようにするとともに、臨時の医療施設等の開設準備に迅速に着手するなどの取組をお願いしてきました。今後、感染者が継続して増加した場合、これまでに以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性があります。現在の新型コロナウイルス感染症の外来診療の状況として、いわゆる発熱外来について、相談の電話が繋がりにくい、予約が取れないといった状況が一部生じている地域もあり、迅速に健康観察等に繋げるため、患者自身が検査キット等により陽性になった場合に、医師が常駐するフォローアップセンターで受け付け、健康観察を開始するといった対応を講じる方針の自治体もあります。

こうした一部の自治体における検討・対応状況や、専門家の意見を踏まえ、今後感染がさらに継続して急拡大した場合に備え、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供が確保されるよう、自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で下記の対応を行うことが可能であることをお示しします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合

当該場合には、自治体の判断で、以下①～③の対応を行うことが可能であること。

- ①発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方（※1）については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット（※2）等で自ら検査してい

ただいた上で受診することを呼びかけること。この場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行って差し支えない。

ただし、本人が希望する場合には検査前でも医療機関への受診は可能であることや、症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受診するよう、併せて呼びかけること。また、重症化リスクが高い方については、これまでどおり医療機関を受診していただき、適切な医療が受けられるようにすること。

②地域の診療・検査医療機関以外の医療機関の協力も得て、電話診療・オンライン診療の遠隔診療を積極的に活用すること。

③同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること（※3）。

こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能であること。

※1 例えば、40歳未満で危険因子（基礎疾患・肥満等（注））を持たない、ワクチン2回接種済みの方を対象とすることが考えられる。臨床データ等を踏まえ、自治体において対象を変更することは差し支えない。

（注）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.1版」において、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、基礎疾患等のある方として慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満のある方、喫煙、一部の妊娠後期の方があげられている。

※2 抗原定性検査キットを用いる場合、検査結果が陰性であっても、症状が継続する場合等は医療機関を受診することや、検査結果が陽性の場合、受診時に医師に提示できるよう、スマートフォン等を用いて画像として保存しておく等検査結果が分かるものを手元に残しておくことを併せて呼びかけるとともに、②の電話診療・オンライン診療をできるだけ活用すること。

抗原定性検査キットについては、有症状者が対象となりうることを踏まえ、下記を参考に自治体において対応をお願いする。なお、事業者等への委託を行う場合は、行政検査として、配布に当たって生じる委託料を感染症予防事業費負担金の対象とすることが可能である。

- ・自治体等から有症状者に抗原定性検査キットを事前に配付する
- ・医療機関で対象者に検査キットのみを配布する
- ・事業者等に委託して「抗原定性検査キットセンター」等を設置して、当該センターで検査キットを配布する
- ・自治体の庁舎等に検査キット配布窓口を設置して、検査キットを配布する

この他、従前より、本人が薬局から購入し自宅に備え付けているものや自治体等から配布されたものがあれば、それを活用することが考えられるところ、地域の状況を踏まえた対応をしていただきたい。

- ※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項に基づく医師の届出に当たっては、疑似症患者として届け出ること。また、疑似症患者の場合には、入院を要すると認められる場合に限り当該届出を行うこととされているが、本対応を行う場合には、入院以外の場合であっても、届出をお願いすること。この場合、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け（令和 4 年 1 月 24 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）V の取扱い従って届け出ること。

2. 外来医療のひっ迫が想定される場合

地域において外来医療のひっ迫が想定される場合には、自治体の判断で、以下の対応を行うことが可能であること。

- ・症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察（※）を受けること。

※ IT を活用した双方向による健康観察を行うことを想定（症状が悪化した場合、患者が入力した情報からその状況をシステム上で把握）。さらに、体調悪化時には必ず繋がる連絡先を伝えること。また、この場合、同センター等の医師が感染症法第 12 条第 1 項に基づく届出を行うこととなる。

SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 6 報）

2022 年 1 月 13 日 9:00 時点

1 月 14 日 一部修正

1 月 20 日 一部修正

1 月 25 日 一部修正

国立感染症研究所

主な更新事項

- 「ウイルスの性状・臨床像・疫学に関する評価についての知見」の「感染・伝播性」について、「国内の知見」を更新（5-6 ページ）
- 「ワクチン・抗体医薬品の効果への影響や自然感染による免疫からの逃避」について、「細胞性免疫について」の項を追加（10-11 ページ）
- 「重症度」について、「動物モデルでの評価」の項を追加（13-14 ページ）

概要

WHO は 2021 年 11 月 24 日に SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統を監視下の変異株（Variant Under Monitoring; VUM）に分類したが（WHO. Tracking SARS-CoV-2 variants）、同年 11 月 26 日にウイルス特性の変化の可能性を考慮し、「オミクロン株」と命名し、懸念される変異株（Variant of Concern; VOC）に位置づけを変更した（WHO. Classification of Omicron (B.1.1.529)）。

2021 年 11 月 26 日、国立感染症研究所は、PANGO 系統で B.1.1.529 系統に分類される変異株を、感染・伝播性、抗原性の変化等を踏まえた評価に基づき、注目すべき変異株（Variant of Interest; VOI）として位置づけ、監視体制の強化を開始した。2021 年 11 月 28 日、国外における情報と国内のリスク評価の更新に基づき、B.1.1.529 系統（オミクロン株*）を、懸念される変異株（VOC）に位置づけを変更した。

* B.1.1.529 系統の下位系統である BA. x 系統等が含まれる。

表 SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）の概要

PANGO 系統名	日本 感染研	WHO	EU ECDC	UK HSA	US CDC	スパイクタンパク質の 主な変異（全てのオミクロン株で認めるわけではない）	検出報告国・地域数（2022 年 1 月 6 日時点）
B.1.1.529 BA.x	VOC	VOC	VOC	VOC	VOC	G142D, G339D, S371L, S373P, S375F, S477N, T478K, E484A, Q493K, G496S, Q498R, N501Y, Y505H, P681H	149 か国

オミクロン株について

- オミクロン株は基準株と比較し、スパイクタンパク質に 30 か所程度のアミノ酸置換（以下、便宜的に「変異」と呼ぶ。）を有し、3 か所の小欠損と 1 か所の挿入部位を持つ特徴がある。このうち 15 か所程度の変異は受容体結合部位（Receptor binding protein (RBD); residues 319-541）に存在する（ECDC. Threat Assessment Brief (2 Dec 2021)）。各変異等の詳細については第 3 報を参照されたい。
- 下位系統として BA.1 系統、BA.2 系統、BA.3 系統が位置付けられており、現在の世界的な主流は BA.1 系統である。国内での検出もほとんどが BA.1 系統であるが、検疫ではインド、フィリピンに渡航歴がある者から BA.2 系統が検出されている。国外では、デンマーク、フィリピン、インド等で BA.2 系統が占める割合が増加している。BA.2 系統は、BA.1 系統よりも変異の箇所が少なく、BA.1 系統でスパイクタンパク質に見られる欠失箇所（del69/70, del143/145, del212 等）がない。一部の国では、これらのスパイクタンパク質の欠失箇所を PCR 検査で検出する（S gene target failure (SGTF)と呼ばれる）ことでオミクロン株の代替指標としている場合もある。国内では、PCR 検査による L452R 陰性をオミクロン株のスクリーニング方法として用いているが、BA.2 も L452R 陰性となるため検出可能である。現状では、BA.2 の感染例に関する疫学的情報は限定的である。

海外での発生状況

オミクロン株による感染例（以下オミクロン株感染例）の報告数ならびに報告国数が世界的に増加している。南アフリカ、イングランドやアメリカ合衆国では、デルタ株からオミクロン株への急速な置き換えを認め、直近の報告ではいずれの国においても新規感染例の 95%以上がオミクロン株に由来すると推定される結果であった。また、複数の国・地域で市中感染や集団内の多くの者が感染したクラスター事例も報告されており、さらなる感染の拡大が懸念される。ゲノムサーベイランスの質が十分でない国・地域においては探知されていない感染例が発生している可能性もあるため、現在感染例が探知されている国・地域よりもさらに広い範囲に感染が拡大している可能性がある。

- 2021 年 11 月 24 日に南アフリカから WHO へ最初のオミクロン株による感染例（以下オミクロン株感染例）が報告されて以降、2022 年 1 月 6 日までに日本を含め全世界 149 か国から感染例が報告された（WHO. Enhancing Readiness for Omicron (B.1.1.529): Technical Brief and Priority Actions for Member States. 7 January 2022）。
- 2022 年 1 月 3 日時点でアフリカでは、29 か国からオミクロン株感染例が報告された（Outbreak Brief #103: Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) Pandemic Date of Issue: 04 January 2022）。南アフリカでは、ゲノム解析された検体のうち、10 月はデルタ株が 85%（650/768）、オミクロン株 0.3%（2/768）であったが、11 月はオミクロン株 84%（1,141/1,367）、12 月はオミクロン株 99%（1,057/1,071）であった（NICD. SARS-COV-2 GENOMIC SURVEILLANCE UPDATE. 7 JAN 2022）。
- 2022 年 1 月 7 日時点で EU/EEA 域内では、30 か国からオミクロン株感染例が European Surveillance System に報告された。域内の多くの国々においてオミクロン株感染例の報告が増加し、クラスター事例も発生している（ECDC. Weekly epidemiological update: Omicron variant of concern (VOC) – week 1 (data as of 7 January 2022)）。オミクロン株感染例 28,522 例と S 遺伝子が検出されない SARS-

事務連絡
令和4年1月13日

一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
一般社団法人日本臨床検査薬協会

御中

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの安定供給について

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、健康上の理由等により新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けられない方を対象に、社会経済活動を行う際のPCR・抗原定性等検査を予約不要・無料とし、また、感染拡大傾向時には、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対して検査を無料で行うことが可能となっております。

加えて、オミクロン株の発生に伴い、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需要が更に高まり得ることが想定されます。

については、必要に応じて増産を図る等の措置を講じることにより、安定供給に努めていただきたい旨、貴会傘下の会員企業に対し周知願います。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 20 日

一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
一般社団法人日本臨床検査薬協会

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの安定供給における留意点について

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株の発生に伴う、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需要の増加については、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの安定供給について」（令和4年1月13日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症オミクロン株感染拡大に備えた抗原定性検査キットの安定供給について（依頼）」（令和4年1月14日付け事務連絡）にて、必要な措置を講じるよう要請を致しました。

現在、感染者の急増等により、当該製品の需要が急激に高まっており、一部の医療機関や地方自治体において入手困難となっているところです。

このため、需給がひっ迫している間は、当該製品を用いて行政検査を行う医療機関や地方自治体からの発注に優先的に対応いただくよう、貴会傘下の会員企業に対し周知いただくようお願い致します。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最近の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの需要が急速に伸びています。

抗原定性検査キットについては、これまで、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通について」（令和4年1月13日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通における留意点について」（令和4年1月20日付け事務連絡）により、製造販売業者へ増産等を要請するとともに、需給がひっ迫している間は行政検査を行う医療機関や地方自治体からの発注への対応を優先することを要請したところですが、現下の状況を踏まえ、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に検査キットが供給されるようにするため、優先度に応じた物流の流れを確保することが必要です。

このため、抗原定性検査キットの適正な流通に当たっては、下記のように優先付けを行いながら対応していただくとともに、一度に大量の注文を受け、安定供給に支障を来すおそれがある場合には、複数回に分割して納品することなどについて、改めて貴会傘下の会員企業に対する周知のほどよろしく願います。

なお、行政検査を行う医療機関及び自治体に対し、行政検査を行うに当たり必要な実需を踏まえて発注を行うこと、それ以外の機関等に対し、実需を超えた発注は控えることについて、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」(令和4年1月27日付け事務連絡)に基づき依頼している旨、申し添えます。

記

- (1) まず、症状がある方などが検査を確実に受けられるよう、
 - ・ 行政検査を行う医療機関からの発注
 - ・ 行政検査を行う地方自治体からの発注
 - ・ 地方自治体が、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」(令和4年1月24日付け事務連絡)に基づき、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等からの発注について、優先となること。
- (2) 次に、感染拡大を防止しながら可能な限り社会経済活動を維持する観点から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査のための需要にも適切に対応すること。
- (3) その上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業の検査について、当面、足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めること。

事務連絡
令和4年1月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
抗原定性検査キットの発注等について

オミクロン株の発生に伴う抗原定性検査キットの需要の増加については、医薬品卸売業者やメーカーに対し、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの安定供給について」（令和4年1月13日付け事務連絡）等において、安定供給に必要な措置を講ずるよう要請をしているところですが、感染者の急増等により、当該製品の需要が急激に高まっているところです。

これを踏まえ、下記のとおり、抗原定性検査キットの発注等に当たっての留意事項を整理しましたので、関係者に周知頂きますようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等において、医薬品卸売業者やメーカーに対し、抗原定性検査キットについて、需給が安定するまでの間、必要なところに確実に検査キットが供給されるようにするため、優先度に応じた物流の流れを確保するための措置として、優先付けを行いながら供給体制を確保していくよう依頼しているところである。
- これに基づき、今後、需給が安定するまでの間、抗原定性検査キットの供給については、次のように優先付けを行いながら対応することとなるため、御理解・御協力をお願いしたいこと。

A

(1) まず、症状がある方などが検査を確実に受けられるよう、

- ・ 行政検査を行う医療機関からの発注
- ・ 行政検査を行う地方自治体からの発注
- ・ 地方自治体が、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け事務連絡）に基づき、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等からの発注

について、優先となること。

(2) 次に、感染拡大を防止しながら可能な限り社会経済活動を維持する観点から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け事務連絡）に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査のための需要にも適切に対応すること。

(3) その上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業の検査について、当面、足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めること。

○ 行政検査を行う医療機関及び地方自治体においては、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットについて、当該機関等において、行政検査に行うに当たり必要な実需を踏まえて発注を行うよう御願いたいこと。

○ また、それ以外の機関等においては、医薬品卸売業者やメーカーに対して、上記のとおり要請が行われていることに鑑み、医薬品卸売業者やメーカーからの対応にご理解いただくとともに、実需を超えた発注は控えていただくよう御願いたいこと。

○ なお、今後全体の需給が安定していく中であっても、地域的な偏り等により個別の医療機関等において抗原定性検査キットが不足することも想定し、個別の医療機関等から厚生労働省に連絡をいただき、医薬品卸売業者等の供給につなげていく仕組みの構築を検討していること。

あわせて、納入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等において、医薬品卸売業者やメーカーに対し分割納品の要請を行っていることから、これを踏まえた対応が行われる可能性があるため、御理解・御協力を御願いたいこと。

事務連絡
令和4年1月27日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課 } 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 検査キット等の行政検査への優先供給に伴う検査実施について

オミクロン株の発生及び感染者の急増等によるPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、今般、厚生労働省より医薬品卸売業者やメーカーに対し、当面行政検査を行う医療機関や地方自治体への供給を優先すること、無料検査事業の検査については足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めることを内容とした事務連絡が発出されたところです（厚生労働省令和4年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」等）。

これに伴い、検査促進枠の対象事業における検査実施に必要な検査試薬・キット等の供給に一時的に不足が生じる可能性がありますところ、各都道府県において引き続き実績に応じて無料検査事業を継続できるよう、以下の取組を実施頂きますようお願いいたします。

- (1) 検査需要の高まりや検査キット等の供給状況を踏まえた適切な検査実施を確保するため、各都道府県においては、PCR検査等・抗原定性検査それぞれについて、都道府県内の1日当たりの検査件数を1月第二週（1月10日を含む週）における1日当たり平均検査実績の2倍以内として頂くようお願いいたします。

A

また、これによる1日当たりの検査件数の計画値を内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室に提出して頂くとともに、2倍超とすることが必要となる特別な事情がある場合については、事前に協議を行うようお願いいたします。

(2) 各都道府県においては、上記(1)による都道府県内の検査件数の範囲内で検査を実施するよう、新規に参入する検査拠点の必要検査件数にも配慮しつつ、検査拠点ごとに、検査実績等に照らし、1日当たりの適切な検査件数を指示して頂くようお願いいたします。

(3) 各都道府県においては、実施事業者に対し、次のとおり依頼頂くようお願いいたします。

- ・ 無料検査事業実施に当たっては在庫を優先的に費消することにより在庫の適正化を図って頂くこと <全実施事業者対象>
- ・ 新規の検査キット等の発注に際しては検査件数と在庫状況に照らし適切な規模とすること <全実施事業者対象>
- ・ PCR検査能力に余剰が生じた場合には、当該余力を行政検査に積極的に活用すること <衛生検査所たる実施事業者対象>

(4) 各都道府県においては、医療機関・地方自治体等が行う行政検査に必要な検査キット等が不足し、行政検査の実施体制がひっ迫している場合には、都道府県が無料検査事業の実施事業者として保有している在庫分についても行政検査に活用することを検討して頂くようお願いいたします。

本措置の適用は、来週前半を目安に可及的速やかに実施頂くこととし、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫が解消した時点において解除するものとします。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中

寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752